

## 令和4年度 第3回三田市地域福祉審議会

### 会議録

日時	令和4年8月30日（火）10時00分～11時50分
場所	市役所2号庁舎3階2301会議室
出席者	川本会長、畑副会長、大島委員、戸出委員、古田委員、安田委員、米井委員
欠席者	川邊委員、岡本委員、土取委員
事務局	地域福祉課：吉本課長、見田係長、森山 暮らしの安心課：梶谷課長 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所：梅野
会議の公開	公開
傍聴者数	3人

#### 1 会議次第

##### 1. 開会

##### 2. 協議・説明事項

- (1) 第3次三田市地域福祉計画の全体体系（イメージ）（資料1）
- (2) 関係課ヒアリングの結果（資料2）
- (3) 第3次三田市地域福祉計画の理念（案）等について（資料3）
- (4) 第3次三田市地域福祉計画体系（案）（資料4）
- (5) 基本施策展開イメージ（資料5）
- (6) 三田市地域福祉審議会の今後のスケジュール（予定）（資料6）

##### 3. その他

##### 4. 閉会

#### 2 審議経過

##### 1. 開会

（事務局）配布資料確認。会議の成立を報告。

##### 2. 協議・説明事項

- (3) 第3次三田市地域福祉計画の理念（案）等について（資料3）

(4) 第3次三田市地域福祉計画体系(案)

(資料4)

(事務局) 社協で地域福祉推進計画を策定している。本地域福祉計画は社協の計画と連携・協働を図りながら同じ方向性で進めていくべきと会長からお話があった。共通認識のためにも資料3、4の説明の前に副会長から社協の計画の進捗状況について説明願います。

(畑副会長) 参考資料1～3説明。

(大島委員) 福祉財源の確保についての記述はあるか。協働という言葉はよく使われるが、難しい話なのでコーディネーター等の専門職育成が必須になってくる。そういう人材育成についても触れているか。ここに位置づけられている多様性とはいろいろな人が参加という程度の感覚なのか。多様性についてどう捉えているか。

(畑副会長) 財源についてこの資料には書いていないが、地域福祉推進計画の「地域福祉推進における基盤整備」に入ってくる。3部会は市民も入っての議論になるが、財源確保については社協がすべきことであるため別途議論していく予定。人材についてはもちろん専門職の育成が必須で、いずれの部会でも挙がっている話だ。多様性については単なる人の多様性だけではなく、つながり方の多様性も含んでいる。地域福祉を推進する上ではSNSでの参加等、在り方そのものに柔軟性を持たせる必要があると思う。

(大島委員) つながる手段の多様性ということか。

(畑副会長) そうである。

(川本会長) 多様と多様性では意味が異なる。多様とは単に様々という意味だが多様性には連帯・連携といった意味も含まれる。コーディネーター等専門職の育成には予算措置が重要であり、これは社協だけの問題ではない。議論を進めていく上で、もしくは計画推進の段階で一緒に検討していく必要があると思う。

(事務局) 資料3、4説明。

(古田委員) 先ほど多様性の話が出ていたが、つながり方の多様性という言葉はあまり使わないと思う。一般市民の感覚としては多様性＝ダイバーシティだ。多様なつながり等の意味合いで使うのであれば、ネットワークの方が適切ではないかと思う。資料3に理念の案が載っているが、理念とは個人や地域の思いを行政がどうサポートしていくかということを目指すのか。

(事務局) 理念とは個人というより多くの市民の方から見て三田市がこうなってほしいといったことを一文で表したものだ。

(古田委員) 案2は個人のイメージが強い。市民が三田は福祉が充実しているから住んでよかったと感じるためのキャッチフレーズということであれば、細かな表現はいかかなものかと思う。個人や地域が支えていくという誤解を招くおそれがあるからだ。こういう三田市でありたい、こういった福祉を目指しているという意味での理念であれば大きな視野での捉え方をしなければならないと思う。

(川本会長) 市の目指す先を示すものだが、パズルのような組み合わせの問題という部分もあるかと思う。この場ですぐに理念を確定するわけではなく、今日の議論を踏まえて再度検討ということによいか。

(事務局) それで構わない。

(大島委員) 案1は「輝き」「活躍」とポジティブ過ぎて、いかななものかと思う。「共生」とあるが、三田市としてはこの言葉をどのようなイメージで使っているのか。「共創」は個人的には使いたくない。キラキラワードでしかなく、あまり意味がないからだ。近隣市の参考例が載っているが、三田市の特徴と近い大規模住宅開発地域と農村地域が共存している自治体を参考にした方がよいと思う。

(川本会長) 属性が類似している自治体の理念の方が参考になるというご意見であった。重要なのは人権、参加、支えあい、包摂（共生）をどう柔らかく表現し、なおかつオリジナリティーを出すかということだ。市の特色をここに反映できるかどうかというのは検討の余地があるので、ベーシックなキーワードはこぼさないようにしつつ副題でオリジナリティーを出せればと思う。

(戸出委員) 理念についてだが、テーマとして表す内容というものは自分を主体にしたときにどう思うかではないか。現計画の策定時とは違い今は令和で、その時代背景を踏まえ取り組んでいくべきことをもう一度整理できればと思う。事務局案に「共生」「共創」とあるが、一般受けするためにこういうフレーズを使うのかという感じもする。案2の「寄り添い、支えあい みんなでつくる」という部分は協働がイメージされるので、その面からすると個人的には案2の方が分かりやすい。

(川本会長) 先ほど申したようにベーシックなキーワードをこぼさないのが重要であるのと大きなフレーズを避け、足し算引き算または掛け算で第3案を検討できればと思う。他にいかがか。

(古田委員) この地域福祉計画の中には障害のある方に対する福祉の文言があまり見受けられない気がする。共生という言葉に集約されているのかもしれないが、そこが欠落している印象を受けた。

(事務局) 資料4、基本目標3-2に「福祉サービスの充実」とあり、高齢、障害を含む多様な福祉サービスの中で不足しているものの整備について触れていく。また、基本目標3-1-2には「生活環境の整備」とある。これは障害者の方に限らないが、ユニバーサルデザインやバリアフリーを含む環境整備のことである。

(古田委員) そう聞くと分かるが、全市民が今のような説明を受けられるわけではない。高齢の方や障害のある方も住みやすいまちづくりや共生を考えていることを先ほどの「福祉サービスの充実」辺りに明記しておくべきだと思う。

(川本会長) 参加する主体としての住民に当事者の方が含まれるかということだと思う。障害者という表現を入れるかどうかは別として、当事者参加についてどこまで重要視しているかだ。先ほどの「生活環境の整備」でいえば当事者の方のために整備するだ

けではなく、整備する側に当事者の方も入っていなければならない。一方通行ではないという表現が地域福祉らしいと思うので、その辺りを記述していく必要がある。

(古田委員) 地域活動に参画しようと思う障害者の方がいても、どちらかといえば障害のない人をベースに考える仕組みになっているため障害者の方に無理をさせてはだめだと変な気遣いをする人もいるかもしれないが、今の時代そんな気遣いは要らない。障害者の方と一緒に活動していく中で浮上する問題を解決していくことが社会参加を大きく促していくと思う。

(川本会長) 障害のある方が地域づくりの担い手として参画していくことを基盤とするという意味合いでの多様性が大事だと思う。最近、多様性という言葉がよく使われるが、昔の言葉で言えば福祉コミュニティの概念だ。地域福祉上は多様性⇨当事者を中心に動く、もしくはその人たちが生きやすいようなつながりをつくる福祉コミュニティであるため、そういう説明にシフトしてもよいのではないかと思う。

基本目標 2 は地域の方と専門職の協働の中での相談や支援体制の話で、基本施策 2-1 に「生活に困難を抱える人に対する支援」とあるが、一番問題なのは出口戦略だ。例えば若年層は就労と切り離せないが、その辺りまでしっかり記述できるのか。相談が必要な人は働いていないという視点が欠けている。その人らしく働けるためのサポートの仕方まで議論する必要があると思うが、その点についてもしっかりと基本施策 2 や 3 辺りに記述できるのか。副会長に質問だが、社協でひきこもりの人の出口戦略について議論はされているか。

(畑副会長) 参画できる場所やツールが必要という話が出ている。障害のある方やひきこもりの人への就労支援だが、中間的就労や就労準備の場が三田市に不足していることが課題となっている。出口がなく、ひきこもり支援をしている団体も行き詰っている状況だ。ボランティア活動等の受け入れはあるが、その先の出口が十分でない。

(川本会長) 施策を練っていく段階でその辺りを意識していきたいと思う。

(安田委員) 基本目標 2 に「成年後見制度利用促進基本計画」が位置づけられているが、内容としては基本目標 1 や 3 にも含まれるのではないか。例えば基本目標 1-3 の「地域福祉を担う人材の育成」は市民後見人の育成でもあると思う。基本目標 2 だけにしか入っていないことに違和感を覚える。

(事務局) おっしゃるとおりで事務局としても悩んでいる。「地域福祉を推進するための基盤づくり」ということで基本目標 3 に成年後見制度を位置づける案もあった。確かに基本目標 1 にも関係するが、色濃いベースの部分は基本目標 2・3 に書いていければと思う。

(川本会長) 一つの基本施策として独立させなければならないのか。

(事務局) 「成年後見制度利用促進基本計画」を内包するため、この基本施策自体が計画という形でのつくり方を考えている。

(川本会長) 基本目標 2-1 は「身近な相談支援体制の充実」だが、なぜこの施策が必要

かといえば権利が抑圧されている人の権利回復のためでもあるからだ。だから基本目標 2-1-1「早期発見・支援につながる相談支援体制」の前置きとして権利擁護の意味合いを説明する、あるいは基本目標 2-3-2「包括的な相談支援ネットワークの充実」の中に基本目標 2-4-2「地域連携のネットワークづくり」の意味合いを内包させて説明すれば分散させることができる。そして基本目標すべてに項目を立てることも可能かと思う。権利擁護を基本目標 2-4 として独立させると浮いてしまうというご意見であった。

(事務局) 当然、権利擁護の内容は全基本目標に含まれているが、基本目標 2-4 に「権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】」を位置づけたいという思いがある。

(安田委員) 権利擁護推進の中で最も重視されるべきは基本目標 2 の「相談をまるごと受けとめ支援するしくみづくり」で、基本目標 1 の「地域のつながり、支え合いづくり」と基本目標 3 の「だれもが安心して暮らせる地域づくり」は二の次ということか。三田市では市民後見人の育成をしていないが、今後もその予定がないため基本目標 1-3「地域福祉を担う人材の育成」に含まないのかと勘繰ってしまう。

(畑副会長)「成年後見制度利用促進基本計画」策定後の評価も必要である。そう考えると施策の方向性に“権利擁護にも関する”という旨の文言を書きおけば評価しやすいのではと思う。基本目標 2-4 だけになってしまうとそこからしか読み取れない。また、先ほどから多様性や当事者の話が出ているが、それらにも権利擁護の視点が必要だ。理念として直接出すのは難しいかもしれないが“権利擁護が実践される共生のまち さんだ”のような文言を書いた上、一人ひとりを大切にすることをベースにして動いている旨が分かるようにすればよいのではと思う。

(川本会長) 権利についての説明を土台にしながら分散させ、他の施策と関連付けることが可能かどうか検討したいと思う。

(米井委員) 理念の案 1「誰もが輝き、活躍できる」は元気でエネルギーのある人を応援する感じだ。平和に穏やかに生きることが幸せと思う人にとってこの理念は別世界のものである。また、いわゆる弱者がこれを読んで果たして“私も頑張ろう”と思えるかも疑問だ。

(川本会長) 私も特に輝く必要はないと思う。社協の計画に「自己実現」とあるが、それ以前に生きていくだけで承認されるという安心感が生まれることが大事で、そういった表現で十分である。また、それが権利擁護の一番の根幹だと思う。活躍という言葉にプレッシャーを感じる人が大半ではなかろうか。参加を活躍と読み替えるのは行き過ぎだと思う。その辺りの程度の問題をクリアする必要がある。

(大島委員) 私は主に若者を支援している。その子たちがどの施策に当てはまるかと考えながら資料 4 を見ていた。地域福祉計画における地域という言葉をきちんと解釈する必要がある。特に不登校は地元では支援できない。本人も保護者も嫌がるからだ。そういう辺りも踏まえてほしい。そもそも彼らは困っているとは思っていない。私たちからすると絶対に困っていると思うが本人の意識としてはそうではないので、そう

いった人たちへの予防的アプローチ、相談以前のアプローチを行う必要がある。「地域福祉活動」という言葉が重いので、もう少し柔らかい感じにできないかと思った。「地域福祉を担う」というのも嫌々させられている印象なので、もっと適切な表現にできれば。専門家の育成を基本目標2に入れるべき。「福祉サービスの充実」についてだが、この言葉は既存事業を拡充するというイメージだ。そうではなく新しいものが開発される、あるいは市民や当事者の提案が前に出ることがもっとあってもよいのではないかと思う。

(川本会長) 不登校やひきこもりは隣近所の支えあいを拒絶する。基本目標1-1-1に「地域のつながり」1-1-2に「地域コミュニティ」とあるが、ここでの地域はエリアということだ。エリア内での支援を重ねていくという話だが、SNSや他市も含むコミュニティの支援が不登校やひきこもりには必要になってくる。「地域コミュニティ」の「地域」を外して「コミュニティ」にしてはどうか。

(事務局) その場に行かなくてもつながれる新しいつながり方についても施策に入れていきたいと思う。

(川本会長) 先ほど大島委員がおっしゃっていたように「地域福祉を担う」という表現が強引なイメージを与えないよう、かなりの注意が必要だと思う。地域福祉を含め、参加というのは主体性が原則である。自ら参加したいと思って初めて参加することが大事だ。「福祉教育の推進」という表現も気になる。教える・教えられるという一方通行の最たる表現だと思う。福祉教育とは相互学習、学びあいなので、福祉教育という言葉を用いるにしても双方向である旨をきちんと説明しなければならない。「地域にある資源の連携と開発」に関連するが、協働をマネジメントするのはとても大変である。ただ、地域の資源を必要に応じて投入し連携を図ることも重要なポイントなので、人材育成を含めての議論が必要と思う。

(畑副会長) 「福祉サービスの充実」についてだが、私も引っかかりを感じている。制度上のサービスにくくられてしまうのではないかと思う。福祉的な支援をイメージしているのであれば、その旨の注意書きが要るのではないか。「福祉サービスの適切な利用と質の向上」は誰に向けての言葉か。この表現も注意が必要だと思う。そもそもは権利擁護が実践されるような福祉支援のための制度やサービスだが、事業所が独自で制度の枠を超えられる仕組みが三田市で進めばそれはそれでよい。そういうことを含めてのサービスの充実なのか、それとも制度上のサービスの充実だけを目指すのかということは明確にしておくべきだ。もし后者であれば「質の向上」より“創出支援”のような文言の方が適切だと思う。

(川本会長) 2025年問題を見据えてサービスを受けられる人を減らすというような意味ではないと思う。福祉サービスを必要とする人にきちんと届けるというようなことがここで記述できればよい。本計画は行政計画なのでサービスのインフォーマルな在り方だけを記載することに意味はないが、なければつくるというところにまで踏み込む

姿勢が重要だ。その上で重層的なサービスの創出・開発ということも分かるような記述ができればと思う。

(1) 第3次三田市地域福祉計画の全体体系（イメージ）（資料1）

(2) 関係課ヒアリングの結果（資料2）

(事務局) 資料1、2説明。資料2は計画に不掲載とする旨を説明。

(川本会長) 総評は読みやすい量ではあるが、もう少し内容を掘り下げてもよいかもしれない。統計の総評に関して、どの自治体でも同じことが言えるような内容が記載してあるが、三田市の特有性というのはいまみられなかったか。

(事務局) 高齢化率の状況など傾向は他市と同様と思われるが、三田市特有のものがあれば、その記載について検討したい。

(畑副会長) 前回、圏域の区分けについて検討すべきという意見があったが、それはどこに反映されているのか。

(川本会長) 第3章の4「圏域の考え方」ということで今後の話になる。

(6) 三田市地域福祉審議会の今後のスケジュール（予定）（資料6）

(事務局) 次回の第4回は9月30日（金）午前10時～、第5回は10月28日（金）午前10時～。皆さんご多忙とは思いますがご出席を願いたい。

3. その他

4. 閉会